

平成30年度（平成29年分）市民税・県民税（兼）国民健康保険税の申告について

平成30年度（平成29年分）の市民税・県民税の申告受付を平成30年2月16日（金）～3月15日（木）の期間に実施いたします。この申告は、前年（平成29年1月～12月）の所得等の状況について申告していただくもので、市民税・県民税及び国民健康保険税の課税資料となるだけでなく、諸手当の支給や保育料の判定など各種手続きの基礎となる極めて重要なものです。

平成29年度以降の申告については、マイナンバーの記入が必要になりますので、申告書に必要な書類を添えて申告期間内に申告して下さるようお願いいたします。

○受付期間 平成30年2月16日（金）～3月15日（木） 午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:00～16:00

月/日	曜	場 所	対 象 地 区
2月16日	金	市役所13番窓口	市内全域
2月19日	月		
2月20日	火		
2月21日	水		
2月22日	木		
2月23日	金		
2月25日	日		
2月26日	月		
2月27日	火		
2月28日	水		
3月1日	木		
3月2日	金		
3月4日	日	市役所2階第1、2会議室	
3月5日	月		
3月6日	火		
3月7日	水		
3月8日	木		
3月9日	金		
3月12日	月		
3月13日	火		
3月14日	水		
3月15日	木		

出張申告の終了について

平成29年度（平成28年分）の申告から各公民館における出張申告受付を終了しました。
 ※平日の申告が困難な場合は、日曜申告（2月25日、3月4日）をご利用ください。また、郵送での申告も受付いたしますので、申告書に必要な書類を同封し郵送してください。

○申告が必要な方

平成30年1月1日現在、石垣市にお住まいで次の項目のいずれかに該当する方

- (1) 事業（自営業、農業、漁業等）所得、不動産所得、雑所得、利子・配当所得、譲渡所得のある方
- (2) 給与所得者で給与所得の他に(1)の所得がある方、又は2ヶ所以上から給与を受けている方
- (3) 在職中又は退職した給与所得者で勤務先から石垣市へ給与支払報告書の提出がない方
- (4) 雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、扶養等の各種控除を受けようとする方
- (5) 公的年金受給者で年金以外の給与所得や事業所得等がある方
- (6) 国民健康保険に加入している方、又は生活保護を受給している方
- (7) 所得のない方で諸手当の支給や所得証明書等の交付を受けようとする方

※土地・株式等の譲渡所得がある方や肉用牛売却所得（課税特例の対象）がある方、又は所得税の発生する方については、石垣税務署での確定申告が必要です。

○申告書

申告書は、参考資料を添えて2月上旬に発送予定です。申告書の記入方法及び申告に必要なもの等は、同封の資料をご確認ください。

※申告書が届かない場合は、税務課13番窓口又は申告場所にて配付いたします。

○申告に関する留意事項

- (1) 待ち時間を短くするため、申告書はご自宅で記入してください。なお、添付書類や経費等はあらかじめ項目ごとに分類・整理し、合計額を計算しておいてください。
- (2) 申告期間中3月は、混み合いますので比較的空いている2月中の早期申告をお願いします。
- (3) 市役所での申告は、北側駐車場が混みますので第2駐車場（元消防署跡地）をご利用ください。
- (4) 申告期間後の3月16日（金）から5月31日（木）までは、新年度の課税準備のため申告受付を停止します。申告受付の再開は、6月1日（金）からとなります。

○お問い合わせ 石垣市役所 総務部 税務課 市民税係 TEL: 0980-83-1133(内線154・195)

【郵送の場合の提出先】〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市役所 総務部 税務課 市民税係 普通徴収担当 あて